

## 第64回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和2年2月26日（水）14：30～

場所：ウェディングプラザアラスカ 4階 ダイヤモンド

司 会： 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。  
私は、本日、司会を務めさせていただきます、環境保全課県境再生対策グループの齋藤と申します。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、事前に送付させていただきました次第、出席者名簿、席図  
資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2、資料3、資料4-1、資料4-2  
となっております。

不足などございませんでしょうか。

それでは、定刻までもう少々お待ちください。

司 会： それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第64回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の三浦から御挨拶申し上げます。

三浦部長： 環境生活部長の三浦でございます。いつもお世話になっております。

また、委員の皆様には、本日、会議に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

これまで、昨年9月の会議におきまして、現場地下水の浄化対策について、揚水量が十分ではないというふうなお話をさせていただきました。その後、注水量の確保対策を講じておりまして、新設した大口径の注水井戸等から注水を実施してありましたところ、概ね全てのエリアにおきまして、計画揚水量を上回る揚水量が確保されておりまして、着実に現場地下水の浄化が進んでいるところでございます。

本日の会議では、今年度の締めくくりといたしまして、令和元年環境モニタリング調査結果や現場地下水の1,4-ジオキサンの浄化状況の他、水銀実態調査結果及び来年度の環境モニタリング調査計画（案）などについて御説明をすることとしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願いいたします。本日は、よろしく願いいたします。

司 会： それでは、議事に移ります。

ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長： 会長を仰せつかっている末永です。

ただ今、三浦部長の御挨拶にもありましたが、第64回、今年度最後といたしますか、あるいは、公募委員の方々にとっては2年目に入りまして、2年目の最後ということになります。

今回の議題では、3番目にありますように、計画(案)、これを御承認いただきますが、その他、今年度の様々な取組、先ほども御挨拶の中にありましたが、それらを御報告いただくということになっています。

2時間ぐらいですが、多分、あまり時間はかからない気がいたしますが、よろしくをお願いします。

ということで1つだけ。青森に来るとホッとします。皆、マスクかけてないから。私、このところ、毎週2回、東京なんです。月曜日と大体金曜日。まあ、全員というぐらいマスクかけていまして、マスクかけたら、私、重苦しくなっちゃうんですね。どうも嫌なんですね。ところが、マスクかけた人からジロツと見られるんですよ。あるいは、咳をしたら、電車なんかで、皆、一斉に見ますよ。そういう点が、青森はまだまだないということであれですが。

そうばかり言われてられないので、先ほど、受付に来たらマスクが大量に置いてありまして、「エッ、ここにも置くの？」って言ったたら、持って行って良い言っ、明日、東京に行きますので3枚ほどいただきましたけど。皆さん方も、是非持って行ってらしたらいいかなと。

とにかく新型コロナウイルス、感染力が非常に強いということで、いろんなところで、いろんな問題が起きております。一刻も早く克服されることを願っております。

それはさておき、本協議会の方も終息に向けた形において、これから議論していかねばいけないと思いますので、委員の皆様方には、忌憚のない御意見と同時に、そういうことも十分に勘案しながら、いろいろ御意見をいただければと思います。

よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

ここからは、皆様方のお手元にある議事次第に従いまして行います。よろしくをお願いいたします。

では、最初の案件でございますが、令和元年、平成31年度にもなりますが、

令和元年の環境モニタリング調査結果について、事務局から資料1-1から3までを使って御説明いただきます。

よろしくお願いたします。

事務局 : 環境保全課 佐々木です。座って説明させていただきます。

まずは、資料1-1と資料2を用いまして、令和元年度環境モニタリング結果について説明させていただきます。

まず、資料1をお願いいたします。

1番として、水質モニタリング、平成31年1月から令和元年12月についてです。

なお、前回の協議会では、7月までの結果を御報告しております。その後、12月までの測定結果のうち、1,4-ジオキサン以外で環境基準値を超えた項目としましては、下の表にございます。ア-8の砒素、ア-38と39の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、もう1つ、ア-43のベンゼンとなっております。

ア-8の砒素につきましては、表の下に※1とつけておりますが、土壌、採水時に混入した土壌を除去して水質の状況を的確に把握するため、ろ過した後のろ液についての測定を行っております。ア-8の表の中を見ますと、砒素（ろ液）と書いておりまして、その値は環境基準値を超えておりませんので、土壌の影響が考えられます。

続いて、資料1-2の29ページをお願いいたします。

29ページには、下の方に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のグラフを載せております。ア-38がオレンジで、ア-39が青色となっております。

これまで説明しておりますとおり、植樹の影響で平成26年から値が上昇しております。その後、平成29年に追加対策工事を行っております。その後、平成30年には、一度、環境基準値を下回るような状況になっております。今回、再び超えておりますけれども、こちら、今年、追加対策工事を行っておりますので、その影響が出ているものと考えております。引き続き推移を見守っていきたいと考えているところです。

その上にベンゼンのグラフを載せております。こちら、黒が今回超過したア-43の測定値です。ア-43につきましては、今年度の追加対策工事において周囲に浄化用の大型の注水井戸を作っております。その注水も開始しておりますので、その影響もあって浄化が進んでベンゼンも追い出されているのかなと考えているところです。

資料1-1の2ページに戻っていただいて、2番の浸出水処理施設の水質モニタリングについてです。

放流水の水質につきましては、いずれの項目についても計画処理水質を下回

っております。その下(2)に高度処理運転の実施について記載しております。

今回、令和元年11月1日から令和2年の2月7日まで高度処理運転を実施しております。こちら、今年度の追加対策工事で設置した注水井戸を10月以降活用しております。それに伴いまして浄化が進んで1,4-ジオキサンの濃度が高くなったものと考えております。

次のページに参考としまして、1,4-ジオキサンの除去量を記載しております。これまでの累計除去量が11万7781gとなっております。グラフの中に矢印で対策工事の節目を書いておりまして、その間に対策工事ごとの、月ごとの除去量を示しておりますけれども、今年度の追加対策工事の後、10月以降、注水を実施しておりますけれども、月あたり3,000gのジオキサンを除去できるようになっておりまして、この状況をずっと続けていけるように、注水を今後、続けていきたいと考えております。

こちらの資料については以上です。

事務局 : 資料1-3について、環境保全課 渋谷が御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料1-3は、1,4-ジオキサンについて特化して説明をするための資料でございます。資料の大きい1番、揚水井戸及び集水井戸の現場内稼働状況でございます。

(1) のところに揚水井戸、集水井戸の稼働状況を示してございます。

まず、現場内で稼働中の揚水井戸、集水井戸が17基ございます。DW、現場の深い方の帯水層に設置しているものが10基、その下、SW、浅い帯水層に設置しているものが1基、その下、CWが直径3.5mの大口径の集水井戸が3基稼働してございます。その下、停止中の井戸が1基ございます。こちらは、浄化が完了しているために停止している井戸でございます。その下、その他8基ございまして、SW25、26、27と書いておりますのが、浄化が完了していたものについて、まだ水が取れる状況にあったので、水を取って周りの浄化が完了していないエリアに水を入れ込む、そのために改良した井戸が3基ございます。その下、DW6、8、10、15、17というのが、今年度の工事で揚水井戸のうち、水が揚がってこない井戸について注水井戸に改良しまして、こちらに新たに水を入れ込めるように改修して、今後、利用していくことにしております。

稼働状況は以上でございます。

その下の(2)番、揚水量の増加に向けた注水量確保対策の状況でございます。前回協議会において、計画揚水量に実績の揚水量が届いていないという内容を御説明しまして、その後、現場の注水井戸に注水するための水を確保する対策

を進めてございましたので、こちらで説明させていただきます。

資料の4ページ目をお願いします。

A3の4ページ目の資料の左上のところに対策の1つ目、①と示してございます。こちらが、防災調整池からの取水ということで、前回協議会時点で完了していたんですけども、表流水が流れている防災調整池のところに釜場を設けて、水が溜まったらポンプで汲み上げて、隣のNo.2貯留池、雨水を溜めている貯留池にポンプアップするという対策をしてございます。

その左下に対策の2つ目、9月末に実施したものでございます。現場の下流の沢で水が渇水期でも枯れないような沢を発見しまして、そこに釜場を設けて、ある程度、水が溜まったら自動でポンプアップするような装置を取り付けて、雨水を溜めている池にポンプアップするという対策を9月末に実施いたしました。

こちら、水が全然、雨が降らなかった9月時点で約30m<sup>3</sup>/日ございました。その②の右のところ、資料の真ん中のあたりに対策の3つ目、③、先ほど説明いたしましたけども、浄化が完了した井戸3基を取水できるように改良いたしました。こちらは、渇水期でも3m<sup>3</sup>/日、確保できるように観測されております。

③の下の方に行きますと、④、対策の4つ目として、中央池からの取水量増加対策ということで、中央池を嵩下げしまして、水が、雨水が溜まる量を増やしたということでございます。

対策の5つ目は、資料の左の方でございます。下流沢脇ヒューム管からの取水と書いておりまして、浸出水処理施設周りの雨水が側溝に流れ込むんですけども、側溝の流れる先がありまして、そこについて対策の2つ目に使った釜場に雨水が流れ込むように改良することを来月実施することにしてございます。

対策の6つ目が、資料の右上の方に示しております。⑥、岩手県現場内の浄化完了井戸から取水と示してございます。岩手県さんの方にジオキサンが検出下限値未満で1日100m<sup>3</sup>程度水が湧き出る井戸がございましたので、こちら、水の提供をお願いしたところ了承していただいて、少なくとも毎日50m<sup>3</sup>程度くださいということで依頼して了承をいただいているところでございます。

⑥の下のところは岩手県側の井戸、大口径北と呼ばれている井戸ですけども、こちらのジオキサン濃度の測定結果を示してございまして、ずっと0.05の環境基準を下回って、最近では、検出下限値未満という状況でございます。こちらの井戸から、少なくとも50m<sup>3</sup>/日いただけるということになってございまして、こちらも来月、その工事作業を実施することにしてございます。

⑥の左のところに対策の7つ目として、雪解け水を活用するために1号雨水貯留池周りに場内除雪の雪を積んでいるということでございます。

以上の対策によって、渇水期でも約80m<sup>3</sup>/日は、雨が降らなくても確保でき

るということでございます。

資料の2ページに戻っていただきまして、こちらは、昨年度の第2次評価で設定した計画の揚水量に対して9月の協議会時点では60 m<sup>3</sup>/日以上足りていないという結果であったんですけども、1年間、通年での揚水量の実績の結果が出ましたので、表に載せてございます。

表の真ん中の列が設定した計画の揚水量でございます。図の1つ右の列が実績としての年間平均値、揚水量の実績でございます。こちらは、第一帯水層については、概ね計画に足りておりまして、第二帯水層については、低濃度エリア、高濃度エリア共に30 m<sup>3</sup>/日足りていない、通年での結果となっております。

この揚水量の計算のやり方なんですけども、高濃度エリアからあと30 m<sup>3</sup>/日取れば、低濃度エリアからの30 m<sup>3</sup>/日、水が動くという計算をしておりますので、高濃度エリアで、今より更に30 m<sup>3</sup>/日揚水量を確保できれば、計画に届くという状況でございましたので、新たに確保した注入水を上手く運用して、計画に届くような運用をしていきたいと考えてございます。

一番右の列に参考としまして、大雨が降って注水を開始した11月の状況を載せております。こちらは、計画と比較すると、かなり足りているという状況ですので、このような状況に通年であるように目指していきたいと考えてございます。

以上が計画揚水量との比較でございました。

次に大きい2番、1.4・ジオキサン濃度の浄化の状況でございます。

こちら、資料6ページをお願いします。

6ページ目は、第一帯水層のジオキサン濃度の状況でございます。

こちらの資料でグラフが沢山載っているんですけども、白っぽいグラフ、SW-22と26については、環境基準値を下回ったまま推移している状況でございます。

次に青と白で示しているのが、ア-50-1、ア-27、ア-28という井戸につきましても、時折環境基準を超えることがありますが、概ね環境基準値未満で推移しておる状況でございます。

その次、上の方に示しているア-26の井戸、その右下に示しているア-29の井戸については、低下傾向が見られている状況でございます。

残りの井戸につきましても、基準値を超えたまま横ばい傾向が続いている状況でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは、こちらのページに示しているのは、高い方の第二帯水層で低濃度エリアとしているエリアの井戸の状況でございます。こちらにつきましては、左

上のところに示しているところから、ア-46-2、その右、ア-40、その右、ア-41、その下、ア-45-2、1つ飛びまして、ア-44-2、ア-42につきましては、ずっと環境基準値未満で推移しております。

ア-42の下のア-51-2、その左、DW-20、その左上のDW-5につきましては、かなり低下傾向が見られている状況でございます。残りの井戸につきましては、概ね環境基準値を超えたまま横ばいの状況でございます。

次の8ページ目をお願いします。

これは、第二帯水層のうちの高濃度エリアと呼んでいるエリアでございます。左に示しているDW-7の井戸、右上に示しているDW-11、資料の右上に示しているア-48、その下のCW-2につきましては、低下傾向が見られております。

その他の井戸につきましては、環境基準値超えで横ばいが続いているという現場内の状況になってございます。

資料の3ページに戻っていただきまして、先ほど説明したような場内の状況を受けて、今後、どうするかということでございます。

今後の浄化の進捗に向けた対策としまして、場内注水井戸への注水を積極的に実施するほか、エリア別に下記の対策を行うこととしてございます。

第一帯水層の県境付近につきましては、注水井戸IW-15、16、SW-28という井戸がございます。このページの下半分に場内の配置図を示しておりますけれども、その配置図の右上のところにIW-15、16、28という注水井戸を示してございます。

こちら、今年度につきましては、注入するための雨水が潤沢にある状況でない稼働させていなかったという状況ですけれども、連続して注水を実施するよういたします。

その次の第二帯水層の低濃度エリアについて、揚水井戸から改修しました新しい新規の注水井戸、DW-8、15、17への注水を新たに実施いたします。配置図でいいますと、左の方にDW-8、15、17という揚水井戸から新しく改修して注水井戸に作り替えた井戸がございまして、こちらについて、新たに注水を開始いたします。

その次、第二帯水層の高濃度エリアにつきましては、第2次評価に基づく追加対策工事で設置した大口径注水井戸、LIW-1、2、3、4への注水を積極的に行います。

また、揚水井戸から改修した新規注水井戸、DW-6、10へ新たに注水を実施することとしております。

新たな注水井戸につきましては、配置図の左下にDW-6、DW-10と示しております。こちらの井戸が、高濃度エリアにかかっておりますので、新たに

注水を開始したいと考えております。

以上が今後の対策でございました。

最後、大きい4番、今後のお話で第3次評価を実施したいと考えてございます。追加対策工事で設置しました大口径注水井戸による注水は、本格的に開始された10月から、概ね半年以上経過したデータが得られてから、モニタリングデータを基に専門家からの助言をいただいて、中間評価や第2次評価と同様の手法によって評価を行いまして、浄化対策の進捗を確認しまして、更なる追加対策の必要性も検討したいと考えてございます。

なおですけれども、前回協議会におきまして、浄化の終了要件について県の素案をお示ししたところ、様々な意見をいただいたところでもございましたが、こちらの第3次評価を実施しまして、浄化対策の評価及び進捗を見極めた上で改めて次回を目途にお示ししたいと考えております。

終了要件の検討にあたりましては、今後も引き続き専門家委員や地元自治体の皆様と適宜相談させていただきながら検討を進めて参りたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

資料1-3は以上になります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、佐々木主幹及び渋谷技師の方から資料1の御説明をいただきました。モニタリング調査結果ですね、更に今後、どのような対策をしていくのか。あるいは、第3次評価をした後にどうすべきかということも御報告いただきました。

これに関しまして、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

鈴木委員、特に、今、渋谷技師から言われた最後のところについて何かありますか。

鈴木委員： 最後のところではないですけれども。

まず、前回の協議会から以降、取り組んでくれた揚水量の増加に向けた注水量確保のための取組ですね。まず、いろいろ隣の岩手県にかけ合っていたいたり、水の確保の努力も本当に感謝、感謝であります。

それで、現場、浄化施設としては、もう設備は整っていると思うんですけれども、要は、その設備を最大限の能力を使うには、この水が必要なんです。その水をこれから、今年は春が早く訪れそうですから、なるべく水が凍結することがなくなるような環境になったら、浄化というものをまた始めて欲しいと思います。

あと、10月から半年程度という形なんですけれども、昨年の場合、注水井戸が



完成してから半年間という形ですよね、次の第3次評価。そうすると、時期的には、3月、4月になるんですか。5月ぐらいまでのデータを使って評価をするという形になるのでしょうか。

末永会長： 御質問ですね、今のは。

事務局： 注水を実施している月で半年欲しいかなと考えております。

鈴木委員： そうすると、10月、11月で、1、2、3は飛んで4月からですね。4月、5月、6月ぐらい、梅雨明けぐらい含めて、そこら辺で、一応判断をするということ。そういうことであればいいかなと思いますけども。もし、これが4月にはもう評価するということになると、ちょっと時期的には早いかなということ、私としても、今、設置している設備がどれが浄化に効果があるかということを見極めたいと思うので、できるだけ、そこは長い時間をかけていろいろ浄化対策に取り組んでいただきたいと思っています。

私も個人的に何かできることがあれば、装置を作ったりして支援をしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

事務局： ありがとうございます。よろしくお願いします。

鈴木委員： あと、いろいろ、この先の第3次評価の後にいろいろ終了要件、協議会でもいろいろ相談することになると思うんですけど。そのタイミングですね、次回の協議会がいつになるのかということもいろいろ絡んでくると思うんですけども。大体いつ頃というのは考えていますか。

末永会長： 例年でいけば9月、10月

鈴木委員： 9月、10月でよろしいですか。

末永会長： どうですか。

事務局： データを取り、専門家委員の皆様の協力を得て分析などを行って、地元の方々の意見も聴きながら進めるとすると、おそらく10月下旬から11月位の開催になるのではないかなと考えています。

鈴木委員： 地元の方の意見というのは、具体的にいうと協議会に参加されている田子町の

方という理解でよろしいですか。

事務局： 役場さんの他、地元を代表いただけるようなところからも意見を聴けるような機会が持てればと思っていました。

鈴木委員： そうすると、協議会の外でそういった意見聴取をする機会を設けるということですか。

事務局： そうですね。メンバーでない方にも聴く場面というのを設けられればというふうに考えております。その辺は、役場さんの方とも御相談させていただければと思っています。

鈴木委員： 分かりました。ありがとうございます。

末永会長： いいですか。  
はい、どうぞ、一ノ渡委員。

一ノ渡委員： 要は、ジオキサンというのは、元々は地中にあるものですか。ジオキサンというのは、元々地下にあるものなんですか。どうなんですか。

鈴木委員： これは元々ないものです。

一ノ渡委員： 地中にはない。

鈴木委員： 不法投棄によって現場が汚染されたものですよね。

末永会長： なかなかしぶとく残っていますね。

鈴木委員： あともう1点、よろしいですか。

3ページの今後の浄化の進捗に向けた対策で、言葉の使い方、連続して注水するってありますね。ここはイメージとして分かるんですが、ずっと連続的に水を流すと。

次に第二帯水層の高濃度エリアについて積極的に行うという。ここも連続でいいんじゃないかという気がするんですけど。連続というふうに理解してよろしいですか。

末永会長： そういうことですね。

鈴木委員： はい、分かりました。

末永会長： その他、何か御質問いいですか。どうぞ、野呂委員。

野呂委員： これから終了要件にも入っていく話だと思うんですが、改めて確認をしていきたいと思ったことがありまして、グラフのところ、横ばい低下傾向とかっていう、傾向の、黄色とか緑の矢印がありますが。これは、置く判断というものを改めて確認しておきたいかなと思いますが。

どういう状態で矢印を下に置くのか、横に置くのか。

末永会長： 例えば、資料1-3の6ページやなんかで使われているんですけど。それに関して、再確認。

野呂委員： 再確認です。

実は、例えば、6ページのSW-23なんかのところ、横ばいという表現になっているんだけど、直近のところ、ちょっと上向きになっているとすれば、傾向線を引いて果たして真っ直ぐ横になるのかなとか。微妙に上がらないかとか。その傾向線の引き方とか、そこら辺の判断、基準というのが、これから重要になるのかなという気がいたしまして、ちょっと確認を。

事務局： 矢印につきましては、対象としている1年間の様子で傾きがついているのかどうかというところで、つけてございました。

今後に向けましては、確かに明確な基準のようなものがあれば、もっと良いのかなと思ったところでございます。

末永会長： じゃ、宇藤委員、今のに関連して？

はい、どうぞ。

宇藤委員： 私もこの横軸とか下がっているとか、こういうのを見て、この間、説明を受けましたがとても気になりました。

それで、環境基準より下回ってきたら、こういう下降の線になるのか。なるべく沢山、この下降の線が増えればいいなど、単純なあれですけど、そう思いました。

末永会長： どんどん下がっていれば、環境基準は完全にクリアできますからね。まだ、環境基準をクリアしていなくても、基本的に低下傾向だったら黄色で表わしているというのは確かですけどね。

宇藤委員： ただ、ジオキサンを沢山汲み上げてくれているのに、この間も質問したんですけども、下がり気味が前より減っているのかなというのがちょっと気になりました。

末永会長： 分かりました。この辺、おそらく、私もそうでしょうけども、パッと見た時に、何となく横ばいだったら、「まだ全然減らないのかな？」あるいは、緑になったら「大きく減った」というふうに、それだけ見て、ある意味で考えてしまう方もいらっしゃるので、そういう意味で、多分、宇藤委員も御心配されたと思うんですが、よく、これ、統計の手法で使うやつですけども、さっきの野呂委員のあれと若干関わるんですが、どういう意図を持ってこれを表しているか、県の方の方針というか、それを御説明いただければと思います。簡単に。では対策監。

事務局： 厳密には、ポイントを取って座標からの線を引っ張って、やはり、ちょっとおっしゃられたとおりに、ある程度、パッと見で決めているところもございます。今後、終わる方向に向けて、この辺のことも重要になってくると思いますので、最小二乗法とか使いながらやっていければなど。

ただ、角度、どのぐらいの角度になったら水平で、どのぐらいの角度だったら、その辺ちょっと、難しいところもありますので、その辺は検討したいなど、委員の皆様の御意見を伺いながら決めていきたいと思います。

末永会長： これ、多分、委員が同意するかどうかと同時に、さっき宇藤委員もおっしゃったけども、住民の方々に説明する時や何か、もっといろんな問題が起こってくるとしますので、その辺は十分に注意して検討してください。今まで、殆どほったらかしにしてきましたけども、申し訳ありませんが、そういうことでよろしくをお願いします。

その他、御質問等々。

さっき、鈴木委員に御説明させていただいたのは、是非、専門家の意見を聴きながら、更に追加対策の必要性を検討することなので、それに関しましては、よくまたいろいろな形においてコンタクトをとってやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、後ほどまた御質問があれば受けますが、議題の1に関しましては、

一度ここで切っておいて、次の方に移りたいと思います。

それでは、2番目の案件であります水銀実態調整結果についてということで、これも事務局、佐々木主幹の方から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 : 資料2をお願いいたします。

水銀実態調査結果についてです。

1番の経緯についてですけれども、水銀につきましては、昨年度の協議会におきましても、途中経過を報告しております。この経緯については、それまでの振り返りとなっております。

まず、平成26年の揚水井戸を設置しているんですけども、その後の平成27年8月以降、浸出水処理施設の原水から環境基準値を超える総水銀が断続的に検出されました。

そこで、平成28年10月に揚水井戸、更に12月から翌年の3月にかけて、現場内の観測井戸の総水銀の調査を行っております。

その結果、第一帯水層対象の井戸で4地点、第二帯水層対象の井戸で12地点で水銀が検出されました。

下の図1に検出された地点を記しております。上が第一帯水層、下が第二帯水層です。青のグレーのところは環境基準値を超過した地点。黄色の地点は、その更に10倍を超えたところとなっております。

次のページをお願いいたします。

その結果を受けまして、平成29年度から水銀の実態調査を開始いたしました。平成30年度までの調査結果において、水処理施設の原水から環境基準値を超える総水銀が検出されましたが、放流水からは検出されませんでした。

よって、周辺環境への影響は認められなかったとしております。

また、検出されている水銀の由来につきましては、地質関係の専門家の意見を踏まえすと、廃棄物由来とは考えにくく、自然由来の可能性が高いと考えられますが、その結論につきましては、岩手県でも同じく水銀が出ておまして、その調査状況を確認しつつ、その結果を踏まえて協議会の専門家委員に相談しながら取りまとめることといたします。

今年度の調査結果を2番以降に記しております。

(1)が水質調査です。揚水井戸7地点、観測井戸17地点について、水質調査を行ったところ、第一帯水層対象の井戸1地点から、第二帯水層対象の井戸6地点から水銀が検出されております。

このページの表1が揚水井戸の結果となっております。次のページの表2が観測井戸の結果となっております。

また、浸出水処理施設においても、原水と放流水で水銀の調査を行っておりまして、その表3に記しておりますが、昨年5月に原水の方から水銀が、総水銀が検出されています。しかし、放流水からは、水銀は検出されていない状況となっております。

続いて、(2)の現場外土壌調査についてです。

昨年6月、現場外において、現場内と同じ地層順を持つ地点が見つかりました。これは、追加対策工事に用いる土壌を探していたところ見つかったものなんですけども、その地点でローム層の下部と第二帯水層に該当する部分の土壌を採取しまして、水銀の含有量試験を行ったところ、表4に示しましたとおり、現場内と同程度の総水銀が検出されました。

現場外と書いていまして、0.14 mg/kgから0.16 mg/kgの含有量が示されます。その上に現場内、これは平成29年度の集水井戸を作った時のデータなんですけども、こちら、検出下限値以下から1.7 mg/kgまでの含有量という幅になっていました。

また、岩手県の方でも、現場外の調査を行っておりまして、図2の方に示しておりますが、その地点において0.14 mg/kgという測定結果が出ております。当県の現場のデータとほぼ同じデータとなっております。

次のページをお願いいたします。

3番の岩手県における水銀由来の整理の結果です。

先ほど説明したとおり、岩手県においても、現場内において水銀含有が認められておりまして、昨年9月14日に開催された第77回の協議会において、土壌汚染対策法に基づき、環境省が示しているガイドラインに従い判定した結果、濃度が高い地点についても自然由来と判定され、水銀が廃棄物由来であることを示す結果が出ていないことから、岩手県側現場内の土壌・地下水中に存在する水銀は全て自然由来と判断されるということが報告され、その内容が了承されております。

4番ですけども、水銀が出てきました岩手県が行った環境省が示しているガイドラインを用いた判定というものを当県の結果についても当てはめてみたところ、その下のフローで判断しているんですけど、その結果、自然由来と判定されております。

こちらの中で1つだけ、このフローで②番のところ、水銀の場合、含有量が概ね1.4 mg/kgの範囲内である。この1.4 mg/kgというのは、環境省で調査した値なんですけども、それと比べて大きい地点は、先ほどの前のページの表4ありまして、1.7 mg/kgという数値が出ておりました。これについて、このフローに基づいて③、④というフローをしていたところ、③につきましても、人為等に由来する影響を受けていない土地の重金属の含有量の測定値と当該地

点で測定された含有量が同じレベルである、ここは1.7 mg/kgだけがノーで、その他はイエスだと。

次の4番は、化合物形態等から水銀が自然に由来するものであることが確認できることということで、5ページの下に表5として形態別分析結果を載せておりますが、形態別分析を行ったところ、その結果、検出されたのは、自然界でよく見られる硫化水銀及びその他の水銀。こちらに金属水銀が含まれるんですが、それのみであった。

ということで、あと1枚めくって6ページのところに含有量の平面分布に局在性が認められないか、という項目があるんですが、こちら、現場内の複数の地点で水銀が検出されているということ。あと、特定の地点を中心として、含有量の集中が認められない、濃度が分散して観測されているということ。また、同一地層内で含有量が上から連続的に減少せず、深い方が濃いなどの濃度の逆転が見られること。こちら、前のページの5ページに表の5として土壌中の深度別溶出量及び含有量を記しております。先ほどの1.7 mg/kgという数字は、CW-1の6.3 mから6.5 m、下から3番目のところの含有量が1.7 mg/kgとなっております。

こちら、上から連続的に減少しているというふうにはなっておりませんで、途中、第一帯水層にあたる部分が検出下限値以下、ローム層のところでは0.37 mg/kg、0.26 mg/kgとなって、0.08 mg/kgとなって、また1.7 mg/kgという高い数値が出てきているということで、あまり連続性が認められていない。

あと、深い方で逆転濃度が見られているということで、4番のフローに戻っていただきますと、最後のイエスというところで自然由来の汚染というふうになっております。

6ページに戻っていただきまして、水銀の由来の整理についてなんですけども、これまでの調査の結果を踏まえた以下の状況から、本県現場内で検出された水銀は、廃棄物由来とは考えにくく、自然由来と整理するのが妥当と考えております。

1つ目のポツとしましては、一般的に地下水中の水銀は移動しにくいとの知見がある中、現場内の土中の水銀は存在場所が均一ではなく、かつ表層には存在せず、第一帯水層以深のローム層と凝灰角礫岩層に存在すること。(水銀は土壌に吸着されやすいため、廃棄物由来であれば表層でもある程度水銀が吸着され、含有されていると考えられる)。

次のポツでは、地質関係の専門家から廃棄物由来とは考えにくいとの意見が得られていること。

3番目のポツとしては、本県現場内の水銀について環境省が示しているガイドラインに従い鑑定した結果、自然由来と判定されること。

4番目のポツは、現場外でも同じ地層順を持つ地点のローム層下部で、現場内と概ね同程度の含有量の水銀の検出を確認したこと。

最後のポツでは、岩手県でも、県境不法投棄現場内・現場外のローム層と凝灰角礫岩層の土壤中で水銀の検出を確認しており、現場内の土壌・地下水中に存在する水銀は全て自然由来と結論づけられていること。

こちらから、本県においても自然由来と整理するのが妥当と考えております。

6番の今後の対応についてですけれども、水銀は自然由来と整理されますが、周辺環境に影響がないことを確認するため、引き続き集まった水を処理しております浸出水処理施設において原水と流水のモニタリングを実施していきたいと考えております。

説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

この水銀ですね。おそらく自然由来だろうということは、大体、もう分かっていたわけですが、そうだろうというふうに考えていたわけですが、今回、それをいろんな知見を様々に検討して、基本的には、自然由来であるというふうな結論が得られたということですね。

それからもう1つは、更に、現在においては、周辺環境への影響というのは認められていないが、最後にありますように今後ともモニタリング調査等々をやりながら、引き続き確認していくといふようなこと。この2点を御説明いただきました。

これに関しまして、御質問があればお願いします。

よろしいですか。

では、ありがとうございます。

それでは、次、案件の3番目に入ります。

令和2年度環境モニタリング調査計画(案)でございます。これにつきまして、また佐々木主幹から御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

事務局： 資料3をお願いいたします。

令和2年度の環境モニタリング調査計画についてです。

こちら、基本的には、今年度と変えてはおりません。変えたところにつきましては、1ページの(3)の④の総水銀ですが、先ほど説明させていただいたとおり、水銀の由来について、自然由来と考えておりますので、そちらの現場内のモニタリングは終了したいと考えております。

次のページの⑧番、1.4-ジオキサンについてです。

今年度は、42地点でモニタリングを実施しておりました。資料1の説明の中



にもありましたとおり、浄化が完了しまして、揚水を停止中のSW-22、浄化が完了して揚水した地下水を他の井戸に注水しているSW-26、注水井戸に改造いたしましたDW-6、8、10、15、17については、モニタリングを終了しまして35地点で令和2年度は実施していきたいと考えております。

5ページから6ページにモニタリング地点の位置図を付けております。

7ページには、水質モニタリングの計画表の見え消し版、削除したものを、入れたものを付けております。その次のページには、作業したものを除いたものを付けておまして、令和2年度は、合計で延べ50地点、24項目の1,578検体、調査を行う予定としております。

説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、来年度、令和2年度の環境モニタリング調査計画の案に関しまして御説明いただきました。これに関しまして、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

今、特に佐々木主幹の方から今年度と変わるところは、水銀に関しましては、先ほど結論が出たので、モニタリングは終了するという事。それから、裏にあります8番目の1,4-ジオキサンに関しましては、一定程度の地点ではモニタリングを終了するが、基本的にまだ35地点では今後とも実施するというふうなことが今年度からの変更と御説明いただきました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これ、「案」を消して、これで了承ということでよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、これは、計画ということで今後、県の方に進めていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、最後、4番目の案件になりますが、令和2年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等についてということで、事務局から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

事務局： 環境保全課の木村と申します。こちらで、座って説明させていただきます。

それでは、資料4-1「令和2年度における環境再生計画に基づく県の取組内容等」について御説明いたします。

まず1つ目といたしましては、自然再生についてでございます。

(1) 森林整備につきましては、森林整備計画に基づきまして、八戸市森林組合と連携し、令和2年度も引き続きグミの木の剪定など、植栽地の管理を行って参ります。

(2) 現場見学につきましては、現場跡地の樹木の生育状況などの整備状況を今後も情報提供していく必要があることから、令和2年度も現場見学の希望に応じて対応していくこととしております。

次に2つ目としましては、地域振興でございます。本県の有効活用エリアについて、岩手県との一体的な利活用の実現可能性を探るため、引き続き岩手県におけるワーキンググループでの跡地利活用の検討状況を注視していきますとともに、田子町とも随時意見交換をさせていただきたいと考えております。

資料4-2、次のページにありますのが、9月14日の岩手県の協議会で報告されたワーキンググループの活動状況の資料でございます。

めくっていただきまして3ページ目の下段の方に4、現場跡地の利活用関連というものと、その次のページ、4ページ目にB4の横の資料としまして、岩手県側の不法投棄現場の概況及び利活用イメージという資料がございますので、そちらを併せて御覧ください。

岩手県のワーキンググループの検討状況を簡単に説明いたしますと、跡地利活用案として、森林再生、花畑、イベント会場、エネルギー産業誘致の4つの方向性を提案しておりまして、現場を3つのエリアに、概ね3つのエリアに区分し、各エリアで森林再生などに取り組みることについて、引き続き岩手県のワーキンググループでは検討が進められることとなっております。

先ほども申しましたけども、引き続き岩手県におけるワーキンググループの検討状況を注視していきたいと考えております。

資料4-1に戻っていただきまして、3つ目の情報発信についてでございます。

まず、(1) ウェブアーカイブの更新についてですが、現在も水質モニタリングの結果や本県の植栽地の定点撮影写真などを公開しているところですが、引き続き速やかな公開と内容の充実に努めて参りたいと考えております。

また(2) 浸出水処理施設と田子町立図書館における資料展示も継続いたしまして、現場に来訪された方ですとか、地域住民の皆様に引き続き公開して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、木村総括主幹の方から資料4-1に基づきまして来年度における環境再生計画の県の取組内容等ということで御報告いただきました。岩手県の事例も参考にしながら、皆様方から御意見をいただきたいと思っております。

何かありますでしょうか。

鈴木委員： よろしいですか。

末永会長： 鈴木委員

鈴木委員： まず、自然再生のところで現場見学つてありますよね。今年度は、何件ぐらい見学の申し込みがあったんでしょうか。

事務局： すみません、正確な数字は持ち合わせていないんですが、4、5件の申し込みがあつて対応させていただいたかと思ひます。

鈴木委員： 4、5件の中身なんですけども、どういった団体、あるいは個人でしょうか。公開できる範囲で、どういった方々が。

事務局： 個人ではなく、団体からでしたが、弁護士会などから申し込みがありました。

鈴木委員： 地元の方からの見学申し込みはあつたんですか。

事務局： 田子町の小学校の方の現場見学の申し込みがございましたので、そちらの方で見学していただいたという事例がございます。

鈴木委員： 見学は、田子町以外の団体さんの方が多かつたんですか。

事務局： そうなります。

鈴木委員： 分かりました。

もうちょっと、折角、ああいう施設ですから、見学申し込み、広報とか、これは積極的にやってもいいのかなという気はするんですけど。何か具体的に取り組みできることつてありますか。

末永会長： 情報発信ですね。何か、県の方で。

事務局： 現時点では、昨年度と同じような取組みということで考えておりますけども、御意見があれば取り入れたいと考えております。

鈴木委員： ホームページとか何か使つて見学を募集していますとか。そういう案内はした方がいいのかなと思ひます。

あと、このスケジュールの一番下の事業継承案内板の設置というのがあります。この検討が③、④、これは令和3年、4年度という意味でしょうか。

事務局 : そうなります。

鈴木委員 : ここで検討する、ここら辺のスケジュール感というのは、岩手県側も共有していると考えてよろしいのでしょうか。

事務局 : 一応、その細かいところまでは、まだ岩手県側と相談はしていませんけども、大体水質の浄化が終わるタイミングを見ての跡地利用の方の策定と考えておりますので、3年、4年度のあたりから検討という形でここに記入させていただいたというものでございます。

鈴木委員 : 継承案内板というのは、まずは青森県側がこういうことを考えているというだけのことで、岩手県側としては、こういったことはまだ考えていないと。

事務局 : そうですね。岩手県とは具体的に話したものではありません。

鈴木委員 : そういったことを含めて、岩手県側さんのこれからの進み具合というものを見ながら、いろいろ相談していくという形になるんですね。

事務局 : そうなります。

鈴木委員 : ありがとうございます。

末永会長 : 山本町長

山本委員 : 1と2について、1点ずつちょっと。

まず、自然再生のところでは、森林整備のところなんですけども、ゴミが非常に勢いがいいなというふうに現場では見る事が出来ておりますが、その他の樹種、様々植えておりますが、これは期待どおりなのかなというのが、森林組合さん、どんな評価なのかなということをちょっと思っておりますが。

ただ、このところで追加対策をすると、亜硝酸性窒素とかという問題が出てきますし、勢いが悪いとなると、森になる過程が本当に上手くいくんだろうかという話になりますので、この辺の調整だったり、現状とこれからについて、どんなふうに考えていらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいなというのと。

2つ目は、地域振興においては、今、貯留池が作られていて、これと岩手県側

が一体的に整備していただければなという思いを持っております。

しかしながら、岩手県側の方のゾーニングは、岩手県側のゾーニングとなっております。青森県側としての面積までは含まれておりませんので、この辺をどんなふうこれから岩手県側の方と調整していくのかということ。

それから、実際に岩手県が今、進めていることにつきましての実現性はどこまであるのかなというところですね。お伺いしたいなと思います。

末永会長： 3点ほどありましたけども、どうですか、他の樹木。なかなか厳しい。あれは専門家というか、分かる人、いますか？

あるいは、あまり肥料や何かやると、またこんなになってくるので、難しい、その辺、今、町長がおっしゃったように。

事務局： まず1つ目ですけども、樹木については、森林組合さんとお話したところ、ちょっと遅いかもしれないけどもって、グミ以外の部分についても、成長しているところであると。ただ、やっぱりグミが伸びすぎているので、もう下草刈りはいいので、それよりはグミの枝打ちをして、他の木に陽が当たるようにした方がどんどんいいのではないかと、そういうお話で聞いております。

岩手県さんの前回の協議会のお話も聞いたんですけども、とりあえず計画を作っているというところだということです。実現性のことについては、岩手県さんもその辺、ちゃんとはっきりお話してなかった、出ませんでした。

なので、その辺は、今後とも岩手県さんとの情報交換を密にして、今でも月1で打ち合わせとかをしているんですけども、それ以上に打ち合わせしながら、どんどん検討していきたいとは考えております。

末永会長： あと、実現性、そのゾーニングの。

事務局： ゾーニングの実現性は、今後、岩手県さんの話を聞いていきたいと思います。

末永会長： 今日、二戸の藤原委員の代理で三浦委員がいらっしゃっていますけど。二戸市民はいかがなんですか。その辺、ちょっとお聞かせください。

三浦委員： 市長の代理で参りました三浦でございます。

実現性の話が出ておりましたけども、これから出てくる内容になってくるかと思えます。

それから、植栽について、岩手県側はまだちょっと土壌改良が必要なところもあるのかなというふうには見ておりますが、現在は、そのような状況であると

いうことでございます。

末永会長： ありがとうございます。

これ、うるしをここにやったというのは、ここは浄法寺の有名なうるしですので、これが一番育っていませんな。なかなか難しいですね。

ただ、さっき、山本町長がおっしゃったように、岩手県単独でやるのも難しいし、青森県単独でやるのも難しい、もし良い方法が出ればということで、これをしっかりと向こうとの連携を取りながら是非進めていただきたいと思います。

事務局： はい、分かりました。

末永会長： そのような形でよろしくをお願いします。

その他、どうぞ御質問。よろしいでしょうか。

木村委員と今委員、2年間、とりあえず2年の区切りですが、いろいろ御感想をお持ちだったと思いますので、一言ずつ、何か御感想、御意見があれば。

木村委員： 木村です。

本当にグラフ上の数字が0.000と、非常に小さい。でも、3から2になったり、2から1になったりというところが、見て、素人にも取れましたので、このまま引き続き。確かに初めて参加させていただいた時は、こんなことを起こしてはいけないし、こういう場面だけで対策を立てるだけではなくて、住んでいる者から、県民からというのが大事だなと感じながら参加したんですけど。今、この会を重ねて、これから、グミの成長もよく見ましたし、青森県、岩手県コラボしたグミの森みたいな形で、あそこが緑色になって、そこでイベントがあつたり、家族、ファミリーが集まったり、でも、ここはこういう歴史があるということを語り継いでいけるようなところまで、私も関わっていきたいなと思っております。

末永会長： 今委員、どうぞ。

今委員： 2年間、どうもありがとうございました。

本当に、前にもお話したように、テレビのニュースでこの事件を知っただけで、あと詳しいことは何も知らないで今回、この2年間、関わらせていただいたんですけど。本当に感激したというか、前回の委員会の時に非常に水が足りないこと。それは予想外のことであったと。そういうことに「どうするんだろう？」と本当に心配したんですけど、今日のお話を伺って、それに対する的確な対策

が取られて、今はまさにまた、そこを補って進んでいこうとしていること、本当に何か、自分としては感動しているというか、そういう気持ちで一杯で、本当にお礼申し上げたいし、本当にこの田子町の大切な土地がこのようなことになったので、本当に田子町さんに本当にちゃんとして返すところまで、まだまだいろんな力が必要なんですけど、是非、継続して欲しいなど。

やっぱり素人として、また津軽の私としては、やはりこのようなこと、津軽の方でも、私のところ、十和田霊泉の地域なんですけど、小さな不法投棄ですけども、あったり、それから、高速道路が通っているために、十和田霊泉の方にまた影響があったりして、やっぱり、規模としては全然違うんですけど、そういう意識として、まだまだ安易な意識というのは、まだ一杯あるんだろうと思うので、本当に今回のこの長い年月と、長い経済的なこととか、本当につぎ込んで、いろんな頭脳もつぎ込んで、そうしてここまで来ているという、こういうこと、事実ですよ。こういうものを本当に宣伝って言うんですかね。木村さんもおっしゃいましたけども、本当に引き継いでいく、そういうものを本当に欲しいなど。胸を張って、2年間しか知らない私ですが、本当にどれだけ凄いこと、努力をされてきたかということ自信を持って伝えていく一人になりたいと思っていますところ。

本当にこれからもよろしくをお願いします。

末永会長： ありがとうございます。

さっき鈴木委員の方からもありましたけども、多くの方々には是非この現場を知ってもらって、あるいはどのような形で人的、物的な資源を投入して、青森県はここまで来たんだということを知ってもらいたい。そのことが後世に対する1つの教訓にもなりますし、その辺に関しましては、木村委員、あるいは今委員も今後とも様々な意味で情報発信していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、特に何か。

どうぞ、山本委員。

山本委員： 木村さん、今さんがそのように感想していただいて、大変ありがたいことだなと思っておりまして、じゃ、町は何をしているんだって、多分、考えておられると思いますので、町の方でも、この教訓をどのように生かしていったらいいのかということを進めて参りました。

26年には、条例を作りまして、田子町美しい街づくり条例を作りました。27年には、日本で最も美しい村連合に加盟をして、更にこの田子町の自然、それから風土・文化というものを自分たちが自信を持てるようにしようとい

うことにしました。

今年度から来年度にかけては、田子町美しい街づくり推進計画、行動計画を今、作っております、そのようなことから、この地域の中のごみの処分の仕方から、自分たちが住んで良かったと言えるような街にしていきたいと思います。なので、こここのところの跡地も活用の仕方によっては、我々も行動計画にのせてこの教訓プラス、プラスの方向に生かしていこうということで、今、取組を始めておりました。

県の皆さんが、一生懸命頑張って、このような長い年月と莫大なお金をかけて浄化に向けて取り組んでくださいました。これは、大変、我々全町民あげて感謝をしているところでありますが、私たちもそういう意味で、この教訓を生かしながら取り組んでいるところでございますので、是非応援をしていただければなと思います。

ありがとうございます。

末永会長： どうも、町長大変ありがとうございました。本当にそういうふうな形で取り組んでいただけるとするのは、大変県民として嬉しく思います。

その他、どうぞ。古川委員、どうぞ。

古川委員： 報告させてください。水道の立場から。

今、現場の周辺7か所で水質のモニタリング測定をやっています。新年度から、今予定しているのは、水質の検査の項目を1つ増やしたいなど。

というのは、昨年、東京、沖縄で有機フッ素化合物というのが検出をされて、これ、水道からいけば発がん性の関係の大事なポイントなんです。今、環境省も厚労省も、実は全国の調査に入っているというのがあります、うちも従来の水質モニタリングの中にこの項目を増やしたいというふうに考えております。

水質基準はないんですが、それに準ずるような水質管理上留意すべき事項という位置付けになるというふうな形で、今後、検討して、安全な水を、美味しい水道を作りたいというふうな観点でやりたいと考えております。

以上でございます。

末永会長： どうもありがとうございました。

青森県、川とかいろいろ、馬淵川とか流れていますので、そういうふうな形で、特に広域水道ですね、やられている。またこれも直接ではなくても、間接的にはこの産廃等々の問題から、あるいは更に考えていくということになると思いますので、大変ありがたいなと思います。



その他、ありますか。宇藤委員、何かいい？

それでは、これで終わりますが、ちょっと、大変僭越ですが、実は私の前に座っている方のお3人、この3月で定年になります。三浦生活部長、それから次長、それから課長ですね、3月で御定年になりますので、最後に一言ずつ、もう一度御挨拶ください。部長から。

三浦部長： 末永先生には大変長い間お世話になっております。また、これからも県のために、皆さま、委員の皆様にも沢山意見をいただきました。皆様のお陰でこうやって少しずつ進んできていると思っております。

また、いろんな揚水の計画ですとか、いろんな設備のことも、皆様のいろんな見地から御意見をいただいたことで、ここまでやってこれたと思っております。

今後とも、どうぞよろしく願います。

大変申し訳ないんですが、3人たまたま並んで座りました。3人いなくなっても、次々、頼りになる者たちがいますので、御安心していただきたいと思いません。

よろしく願います。

末永会長： じゃ、次長。

太田次長： 次長の太田と申します。

私、環境生活部ですね。環境生活部ができて23年経っているんですが、そのうちの18年間、環境生活部におりまして、環境、青少年・男女共同参画課というところがあるんですが、それ以外全部、環境政策、環境保全、そして自然保護等々経験してきました。

特にこの県境に関しては、実は、当初、関わっておりまして、2年ほどなんですが、相当大変な時期に関わって大変な思いをしたなということで、最後にもう一度ここに関わることができたというのは、非常に嬉しく思っております。

本当に皆さん、ありがとうございました。

末永会長： じゃ、大変苦勞された課長。

西谷課長： 環境保全課長の西谷です。

私、県庁に入りまして37年間勤めて参りましたうち、4分の1がこの県境不法投棄の仕事に携わらせていただきました。当初は、田子町さんとは、大分距離があったような気がします。町長さんも、中村町長さん、松橋町長さん、今の町長さんと3人になりましたけども、段々、我々がやってきた取組に御理解

いただいて距離が縮まってきたなど、大変嬉しく思っております。

まだまだ、行政の常識と地元の方々の感情というのは、若干開きはあるんだろうなと思いますけども、これからもまたお話を一生懸命聞きながら、後任の方がやっていってくれると思っていますので、私も側面から支援していければと思っています。

長い間、大変ありがとうございました。

末永会長： 3人から、長谷川さんとか原さんに託されましたので、よろしくお願ひします。  
ということで、今日、これで終了です。マイクをそちらにお返しします。どうぞ。

司 会： 以上をもちまして、第64回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。  
皆様、ありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。